

「中間報告」の「速やかに対応すべき公社経営改善策」にかかる経過報告について

年月日	(1)不採算林に係る有利子負債の繰上償還	(2)運営体制の見直し	(3)事業執行方法の見直し
H22.10.1		幹事会の設置 ・理事の下部組織として各理事から指名された者 で構成（12名） （別紙幹事名簿のとおり） ・設置目的及び検討事項は、別紙設置要綱のとおり	
H22.10.14	・不採算林に係る有利子負債の繰上償還に 関する県予算可決 （県無利子貸付）		
H22.10.25 H22.10.27			・平成 23 年度事業、公社提案型事業等にか かる森林組合との意見交換会
H22.10.29		第 1 回幹事会の開催 （11 名出席、うち 1 名は代理出席） ・定期的に開催することを確認 ・不採算林に係る有利子負債の繰上償還に関する 補正予算及び 10 期経営計画について検討 ・幹事会での議論、意見については、各理事に報 告する旨確認	・幹事会において、H23 年度保育事業の前 倒し発注に関する検討
H22.11.29	・県から公社への貸付実施 貸付金額 238,062 千円		
H22.11.30	・不採算林に係る有利子負債の繰上 償還の実施 団地数 47 団地 契約面積 389.18ha 繰上償還金額 238,062 千円 将来利息軽減効果 134,041 千円		

高知県森林整備公社幹事会設置要綱

(設置)

第1条 高知県森林整備公社は、本格的な主伐期に向けた体制づくりを進め、収益性を重視した事業展開を行い、長期的な経営収支の改善に積極的に取組むため、理事会の下部組織として高知県森林整備公社幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 幹事会は、次の事項について検討し、その検討結果を理事会に報告するものとする。

- (1) 経営計画に関すること
- (2) 公社の運営に関すること
- (3) 理事会で審議・議決すべき事項のうち、理事会から指示された事項
- (4) その他理事長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 幹事会は、各理事から指名された幹事により構成する。

2 各理事の指名する幹事は、それぞれ1名とする。

(運営)

第4条 幹事会の議長は、高知県森林整備公社参事とする。

2 議長が不在の時は、議長が別に氏名する幹事はその職務を代理する。

3 幹事会の事務局は、高知県森林整備公社内に置く。

(幹事会の通知)

第5条 幹事会は議長が招集し、開催日の1週間前までに通知するものとする。

ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 幹事が出席できない場合は、代理の者を出席させるものとする。

(費用負担)

第6条 幹事会の開催に要する費用のうち、幹事の旅費、日当については各理事の属する団体の負担とする。

附則

高知県森林整備公社経営検討会設置・運営要領は廃止する。

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

幹 事 名 簿

(H22. 12. 1)

理事所属団体	理 事 名	幹 事 名	所 属
高 知 県 (林業振興・環境部)	臼井 裕昭	久武 弘明	森づくり推進課 企画監(分収林改革担当)
高知県 (教育委員会)	東 好男	笹岡 浩	総務福利課課長補佐
室 戸 市	小松 幹侍	久保 重章	農林水産課長
香 美 市	門脇 楨夫	舟谷 益夫	林政課長
大 豊 町	岩崎 憲郎	宮内 伸彦	産業建設課長
い の 町	塩田 始	川崎 信一	産業経済課長
四万十町	高瀬 満伸	武市 逸夫	農林水産課長
黒 潮 町	大西 勝也	谷口 明男	海洋森林課長
土佐清水市	杉村 章生	山本 豊	農林業振興課長
四国電力(株)高知支店	国久 清司	石井 完二郎	総務部用地課長
高知県森林組合連合会	戸田 文友	曾我部 文雄	総務部長
高知県森林整備公社	臼井 裕昭	赤松 幸夫	参 事
事 務 局		松岡 哲也	経営改革推進監
		久川 眞一郎	総務企画課長
		平野 裕司	事業課長
		伊藤 文夫	技術顧問
		緒方 裕明	総務企画班長
		白石 祐治	事業班長

平成22年度公庫借入金繰上償還リスト(CDEランク)

番号	事業地名	市町村	残元金 (円)	ランク H19試算
1	上折渡 2	梶原町	1,108,192	E
2	一ノ又	四万十町	3,596,130	E
3	松谷	梶原町	1,037,684	E
4	上シノベ	香美市	1,452,197	E
5	芭蕉谷	四万十市	2,160,659	E
6	長山	四万十市	1,963,888	E
7	横山	四万十市	5,599,087	E
8	ヒソヲ谷	四万十市	1,531,292	C
9	宗呂ミ子山	三原村	2,722,463	E
10	アシ川	四万十町	3,664,930	E
11	カツ子サコ	黒潮町	3,807,539	E
12	六代地	四万十町	3,327,113	E
13	ミドウ	四万十町	1,272,127	E
14	唐谷山 3	土佐清水市	5,655,022	D
15	子ト石	安芸市	7,595,809	C
16	竹ノ	黒潮町	11,207,107	D
17	トヤケ畝	香美市	3,228,876	C
18	カロト	四万十市	3,057,516	E
19	一本木	四万十町	5,053,499	E
20	カロヲト山	四万十町	2,306,766	E
21	行部西	中土佐町	3,494,563	E
22	猴ヶ峠山	四万十市	5,493,421	E
23	コヤガサコ	仁淀川町	1,806,952	E
24	熊ヶ尾	安芸市	15,500,040	C
25	中平	梶原町	1,837,234	E
26	シダヲ	土佐清水市	39,305,421	D
27	大サコ	四万十町	5,847,174	C
28	古川	四万十町	1,963,192	E
29	下谷山	四万十市	1,400,286	E
30	横ユタヲ	安田町	2,554,287	E
31	推谷山	四万十市	5,949,926	D
32	ナシガクボ	北川村	3,820,773	C
33	杓子	四万十町	11,025,613	E
34	田野々	梶原町	2,640,252	C
35	北平	土佐清水市	10,609,024	C
36	川平山	宿毛市	2,567,867	C
37	シダヲ山	四万十町	2,399,491	C
38	下本村	梶原町	1,581,201	C
39	谷畑ヶ	香美市	994,652	E
40	カヤカリ	四万十町	5,950,844	E
41	マン瀧	室戸市	11,318,709	C
42	イシホトケ	四万十町	4,784,450	E
43	イナキノタヲ	津野町	8,108,593	C
44	ウド山	四万十市	2,224,866	C
45	二ノ瀬	四万十市	1,715,486	C
46	奥川田ヶ谷別	安田町	3,542,615	C
47	小松峠	黒潮町	8,277,137	E

合計	238,061,965
----	-------------

* 残元金は平成22年11月30日約定償還後である。

取扱注意

平成20年度版

森林組合一斉調査のとりまとめ

平成21年3月31日現在

高知県 林業振興・環境部 森づくり推進課

(4) 専従職員の内訳

(単位:人/千円)

事務所	森林組合名	男子職員				女子職員				合計			
		人数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与額	人数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与額	人数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与額
安芸	北川村												
	馬路村												
	安田町												
	安芸市												
	芸東												
	平均	3	41	18	266	2	48	22	275	5	44	20	264
中央東	香美												
	物部												
	高知市												
平均	5	40	15	271	2	47	18	237	7	43	14	257	
嶺北	大豊町												
	本山町												
	土佐町												
	大川村												
	平均	8	35	13	213	2	44	17	236	10	36	13	215
中央西	高知中央												
	仁淀川												
	平均	12	44	21	271	6	44	17	210	18	44	20	253
須崎	須崎地区												
	津野町												
	橋原町												
	窪川町												
	大正町												
	四万十中央												
	平均	7	38	15	277	2	41	14	207	10	39	15	257
幡多	幡東												
	中村市												
	西土佐村												
	三原村												
	宿毛市												
	大月町												
	土佐清水市												
	平均	4	42	17	241	2	47	24	241	5	42	19	238
県計	157	1,072	445	6,887	56	1,222	514	6,376	213	1,110	457	6,660	
県平均	6	40	16	255	2	45	19	236	8	41	17	247	

森林組合調査票
記入マニュアル

林野庁 経営課

⑦組合員

- ・組合の地区内・外居住者別に、地区内森林所有者数及び組合員数を記入してください。
- ・地区内森林所有者数：組合の地区内にある森林の所有者の人数を記入してください。
- ・地区内居住者：組合の地区内に居住する者の人数を記入してください。
- ・地区外居住者：組合の地区外に居住する者の人数を記入してください。
- ・組合員数：正組合員数、准組合員数別の人数を記入してください。
- ・うち女性組合員：女性の組合員の人数を記入してください。

⑧役員

- ・役員区分、男女別に役員の人数を記入してください。

⑨専従職員の内訳

- ・組合に雇用され、常時、組合の業務に従事している職員（役員兼務職員及び7ページ以降の組合雇用労働者を除く。）について平成21年3月31日現在の人数等の数値を男女別に記入してください。
- ・年齢合計：各職員の満年齢を合計した数字を記入してください。
- ・勤続年数合計：各職員の勤続年数を合計した数字を記入してください。
勤続年数の端数が6ヵ月未満は切り捨て、6ヵ月以上は1年に切り上げた年数としてください。
- ・給与総額：平成21年3月に支払った各職員の給与月額合計額を記入してください。

⑩共同利用施設

- ・組合所有又は賃貸借（年間使用に限る。）に関わらず共同利用施設の規模、有無等を記入してください。

施設

- ・苗畑：苗畑がある場合は、その面積（単位：アール）を記入してください。
- ・製材工場、チップ工場、プレカット工場、集成材工場：それぞれ工場がある場合は、各工場の規模（単位：kW）を記入してください。
- ・土場、貯木場：土場および貯木場がある場合は、その面積（単位：㎡）を記入してください。
- ・市売市場：市売市場の有無について、1か2に必ず○を付けてください。
市売市場がある場合は、必ず⑩市売市場の内訳に記入してください。
- ・特用林産物の加工場：特用林産物の加工場の有無について、1か2に必ず○を付けてください。常時又は季節的に作業職員が従事して稼働するものは有1としてください。
特用林産物の加工場がある場合は、必ず主な製品名を記入してください。

森林

- ・所有林：組合が所有する森林（分収林を除く。）の面積（単位：ha）を記入してください。
- ・借地林：組合が借りている森林（分収林を除く。）の面積（単位：ha）を記入してください。
- ・分収林：組合の分収林（分収造林、分収育林、部分林を含む。）の面積（単位：ha）を記入してください。

G I Sの導入

- ・G I S（地理情報システム）の導入の有無について、1か2に必ず○を付けてください。

木質バイオマス関連施設

- ・木質バイオマス関連施設の有無について、1か2に必ず○を付けてください。

⑪市売市場の内訳

- ・市売市場がある場合は、市場名、土場面積（単位：㎡）、素材および製材品の年間取扱高（単位：㎥）を記入してください。